

医事関係訴訟委員会における、裁判所に対するアンケートの結果について
(最高裁判所医事関係訴訟委員会事務局)

※平成16年1月から、平成16年6月30日までに提出された9件を対象とする。

| |
|--|
| <p>1 本件の終了事由は何ですか。</p> |
| <p>ア 判決 (6) イ 和解 (3) ウ その他 (0)</p> |
| <p>2 和解で終了した場合、鑑定が当該和解でどのように役立ったかについて、特段の支障がなければコメントを簡単に記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鑑定は、本件事故が原告の障害に影響していると考えられる根拠及び原告に既存の障害があったと考えられる根拠を具体的に指摘していただいていたので、当事者双方とも納得できたものと考えられる。 ・和解条項の作成にあたって（特に金額について）、原告被告双方が納得するのに役立った。 ・鑑定書は、基本的に患者側に不利な内容であったが、医療側の問題点の指摘もあったことから、医療側も和解に前向きになり、和解が成立した。 |
| <p>3 判決で終了した場合、鑑定が当該裁判手続の中でどのように役立ったかについて、判決書に記載されている点以外にもポイントとなる部分がありましたら、簡単に記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療行為の際に、他の部位に傷がついたことが手技上のミスか不可抗力かが争われたが、その認定に、鑑定の結果が有用であった。 ・鑑定人は非常に協力的であった。また、当事者も、鑑定結果について書面尋問で了解し、手続はスムーズに進行したと思う。 |
| <p>4 以上の他、本件の鑑定手続に関してお気づきの点、当事者や代理人の反応についての御意見、鑑定人に対する御意見等があれば、ご記入ください。</p> |
| <p>(鑑定人に対する意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鑑定人を選任した以降、迅速にかつ的確に鑑定がされ、鑑定書も公正で説得力がある内容であった。また、理解を深める必要性から実施した証人尋問も、鑑定人が快く対応し、丁寧かつわかりやすい説明がされた。鑑定の結果と判決の結論とに相違が生じたが、前提となる事実の認識が異なったためであって問題はなく、むしろ、尋問の際の鑑定人の補充説明や専門的な意見により、的確かつ適正な判断ができた事案であった。鑑定人の人選は適切であった。 <p>(鑑定手続について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選任についてはいろいろご苦勞を頂いたが、学会への推薦依頼から推薦までの期間が約8か月と長期間を要した。そのため、当事者から選任時期についての問い合わせや苦情があり、理解を得る必要があった。迅速な選任手続の仕組みについてさらに工夫されたい。 ・鑑定人が鑑定書の作成に不慣れなこともあってか、鑑定書の記載内容にわかりにくい部分があったので、当事者双方の意見を聴いた上で、裁判所が質問事項を作成して鑑定人に送付し、補充の鑑定書を作成していただいた。 ・鑑定を依頼してから鑑定書が提出されるまで時間がかかった（当初定めた期限から7か月提出が遅れた。）。また、作成期間の割に鑑定書の記載が少なく、文献が引用されていたが、外国語のものであるにもかかわらず訳文の添付がなかった。 ・鑑定人が当事者を診察する必要があり、障害をもつ当事者に鑑定人の所在地まで行ってもらうのは負担が大きいのではないかと懸念されたが、鑑定人の方から、当事者の負担を考え、当該当事者に近い医療機関において診察をしたいとの申し出があったため、同所において診察をしてもらった。鑑定人の協力により、当事者が診察に臨む負担が比較的軽かったため、結果として、迅速な鑑定処理に資することができたのではないと思う。 ・問題となった疾患は、専門家が少ない分野であり、鑑定人の選任が困難であったが、推薦をいただいた後は、スムーズに訴訟を進行することができた。 |